

国民健康保険の被保険者の皆様へ 令和3年度保険税減免のお知らせ

新型コロナウィルス感染症の影響により、 次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

対象 0

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者 が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方



保険税を

対象 2

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計 維持者の収入減少が見込まれる世帯の方



保険税の

1. 対象となる世帯

- 令和2年1月~令和2年12月中の所得申告を済ませている。
- 主たる生計維持者が非自発的失業者軽減の対象でない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、 下記(1)~(3)のすべてに該当する世帯

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずかが、前年に比べて 10 分の 3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が 1000 万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること
- 注:申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

2. 手続きの流れ

- ① 7 月中頃納税通知発送
- ③ 審查後、減免決定通知
- ⑤ 所得により減免の結果に 変更が生じた場合は再度、 納税通知を送付します。

久米島町役場 福祉課 (国保)



② 減免申請書を提出

④ 所得申告後、所得確定額 がわかる書類を提出

被保険者

※令和3年度減免申請の期限は 令和4年3月31日まで!!

3. 申請に必要な書類

- ① 令和3年度久米島町国民健康保険税減免申請書 ②令和3年中収入見込み額申請書
- ③ 国民健康保険税減免申請(調査票) ①~③についてはホームページよりダウンロードできます。
- ④ 減少した収入がわかる資料(給与明細書、事業帳簿の写しなど)
- ⑤ 廃業等届出書、離職票等(収入減少の理由が事業廃止や失業の場合のみ) ※郵送申請可(お電話にてお問合せください)

福祉課 ☎985-7124 (国保係)